第二条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）」を「第三十条第三項」に改める。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第八十一号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十四条第三項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第九十条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

（関係省令の廃止）

第二条　次の各号に掲げる省令は、廃止する。

一　道路に関する調査をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和三十二年運輸省令第十九号）

二　船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和四十八年運輸省令第五十三号）

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年運輸省・建設省令第十一号）

四　放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）

五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年運輸省・建設省令第十一号）

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（船舶法施行細則の一部改正）

第四条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「船舶法第二十一条ノ二」に改め、同項を同条とする。

第三十条ノ三第一項中「第八号書式」を「第七号書式」に改める。

第三十条ノ五中「第九号書式」を「第八号書式」に改める。

第七号書式を削り、第八号書式を第七号書式とし、第九号書式を第八号書式とする。

（軌道法施行規則の一部改正）

第五条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「職員」の下に「（国ノ職員ヲ除ク）」を加える。

（船員法施行規則の一部改正）

第六条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の十七」を「第七十条の十六」に改める。

第十一条第二項第十九号中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第七十条の十二を削り、第七十条の十三を第七十条の十二とし、第七十条の十四から第七十条の十六までを一条ずつ繰り上げる。

第七十条の十七第二項中「第七十条の十五第一項第一号」を「第七十条の十四第一項第一号」に改め、同条を第七十条の十六とする。

第十七号の二書式を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第七条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条中「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に、「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に、「別記第十二号様式」を「別記第十一号様式」に、「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に、「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「別記第十五号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第三十七条とする。

別記第九号様式を削る。

別記第十号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第十一号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第十二号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第十三号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第十四号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十五号様式中「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

（建設業法施行規則の一部改正）

第八条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十九条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第二十七号中　同法第二十六条の二十　を　同法第二十六条の二十　に改める。

「

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事　印

」

「

都道府県知事　印

」

別記様式第三十号中　準用する同法第二十六条の　を　準用する同法第二十六条の　に改める。

「

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事　印

」

「

都道府県知事　印

」

（水先法施行規則の一部改正）

第九条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第三項中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十二号様式を削り、第十三号様式を第十二号様式とする。